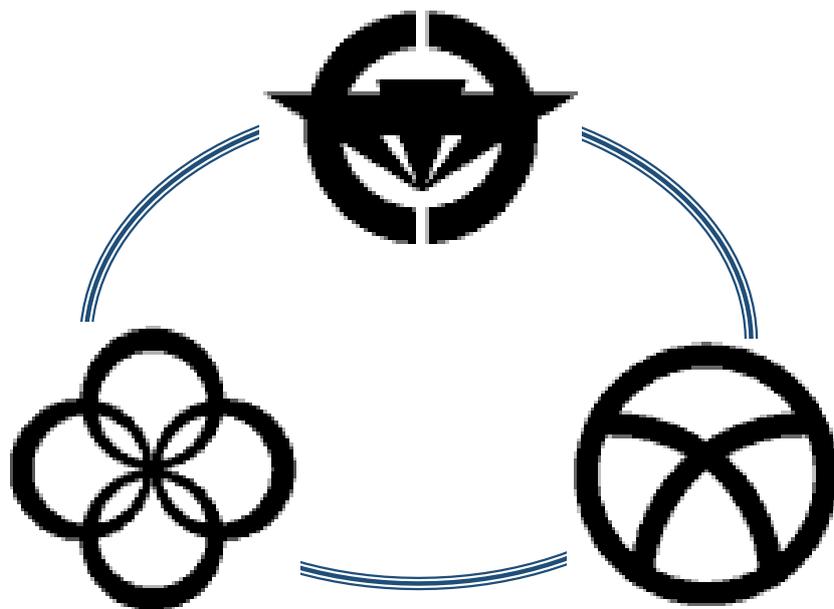


相 楽 東 部 広 域 連 合 通 学 路 交 通 安 全 プ ロ グ ラ ム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月

相楽東部広域連合通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、相楽東部広域連合では、各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策についても関係機関と協議のうえ推進してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を推進するにあたり、その取組を効果的に実施するため、このたび「相楽東部広域連合通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の機関の代表者をメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）を設置しています。

本プログラムは、この推進会議で協議し、策定しました。

■教育関係者

- ・ 京都府山城教育局
- ・ 相楽東部広域連合教育委員会
- ・ 相楽東部広域連合立各小学校及びPTA

■道路管理者

- ・ 京都府山城南土木事務所
- ・ 笠置町・和東町・南山城村各道路管理担当課

■交通安全管理者

- ・ 京都府木津警察署
- ・ 笠置町・和東町・南山城村各交通安全担当課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

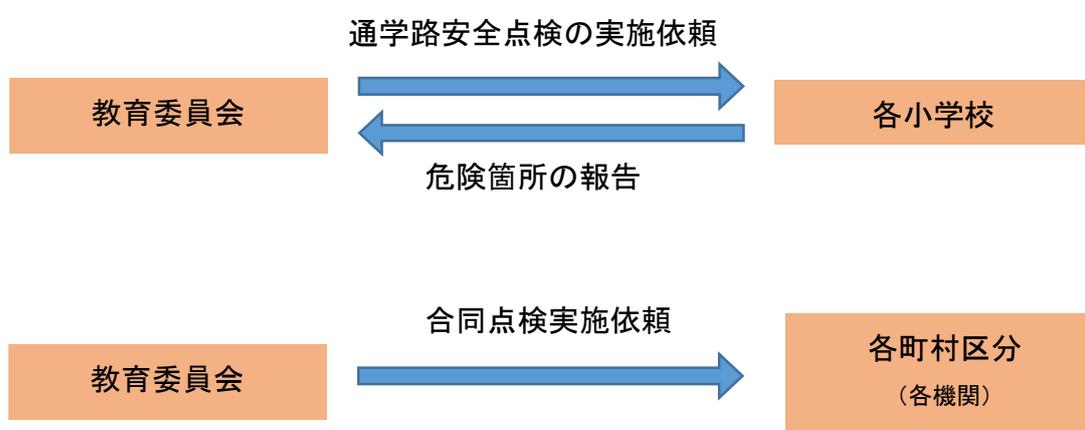
通学路の安全を確保するため、教育委員会は各小学校で実施された安全点検の結果を集約し、各町村区分で報告のあった危険箇所の点検とその対策案の検討を行います。その後、推進会議において合同点検の結果報告とその対策を決定します。会

議により採択された対策を実行したのち、その効果を把握し、必要に応じてさらなる対策の改善・充実を行います。

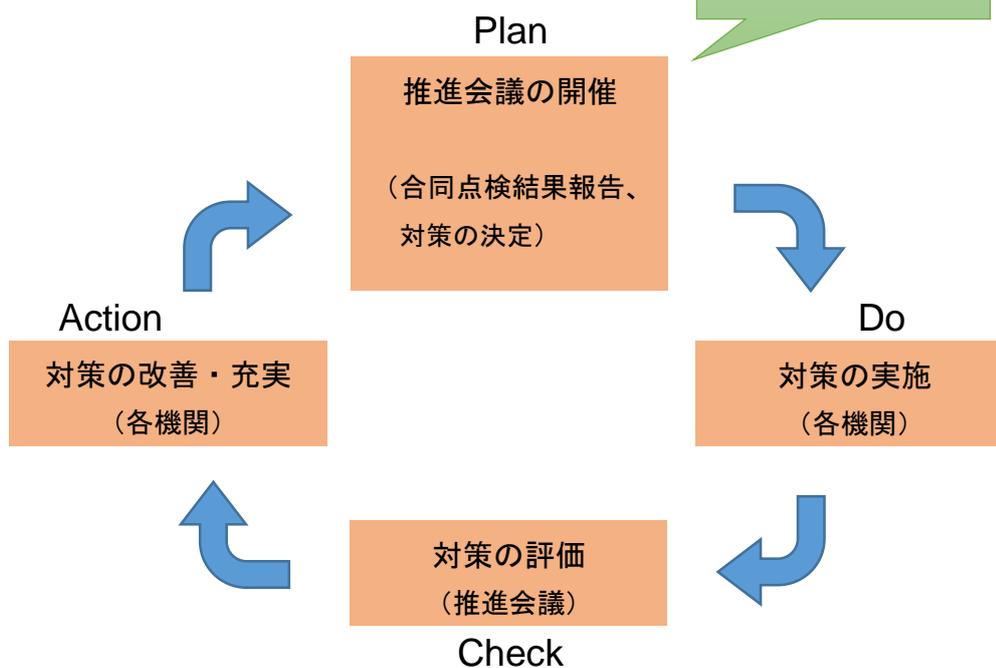
これらの取組をPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うこと）として実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

《 通学路安全確保のためのPDCAサイクル 》

【年度当初】



【8月以降】



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・新たに危険箇所としてあがってきた箇所を中心に、合同点検を実施します。
- ・その他、通学路の道路環境に変化があった場合、必要に応じて合同点検を実施します。

②合同点検の体制及び実施方法

- ・各町村区分において、教育関係者、道路管理者、交通安全管理者が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や看板設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策などの具体策を、対策必要箇所に応じて検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の評価

- ・対策実施主体が、推進会議において対策の進捗状況または完了の報告をし、それをもとに対策が予定通り進んでいるか、または完了した対策により課題が解決したか、などを評価します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策の評価を踏まえて、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。